

平成 19 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1.日時 平成 20 年 1 月 18 日（金曜日）午後 7 時 00 分 開会（午後 9 時 17 分 閉会）

2.場所 田無庁舎 4 階 第 3 委員会室

3.付議事案 別紙のとおり

4.出席委員 被保険者代表

葛木 秀明、佐々木 茂、村田 高明、平山 喜弘、本橋 英次

保険医代表

玉置 肇、石田 秀世、吉岡 重保、金城 寛、吉岡 政雄

公益代表

清水 文子、栗生 晋、松川 正秀、星川 信夫

被用者保険等保険者代表

竹田 和行、関野 元男

5.欠席委員 佐藤 信秀

6.事務局 市民部長 神作、市民部参与 岡山、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井、国保加入係長 昆野

7.会議録署名委員 本橋 英次、金城 寛

8.配付資料

資料 1 平成 17～20 年度の財政状況の推移（一般被保険者分）

資料 1 - 1 療養給付費の 20 年度予算見込

資料 1 - 2 予算算定基礎数値

資料 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定

資料 3 介護保険料

資料 4 改定保険料案比較表

資料 4 - 1 平成 19 年度保険料に対する差額表

1 開会

清水会長

ただいまから、第 4 回国民健康保険運営協議会を開かせていただきたいと思います。
よろしくどうぞお願いいたします。

きょうの会議は、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それから、佐藤委員が御欠席ということで事前に御通知をいただいております。それから、玉置委員と石田委員はちょっと遅くなるということだそうでございます。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

それでは、まず本日の会議録署名委員の御指名をさせていただきます。

本橋委員と金城委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(傍聴希望者の確認)

清水会長

それでは、本日の会議を開きます前に、傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局

いらっしゃいません。

清水会長

わかりました。

途中でお見えになったら入っていただくということで御了承願いたいと思います。

3 議題

(1)【諮問事項】平成 20 年度 国民健康保険料の見直しについて

清水会長

それでは、議題に入らせていただきます。

前回諮問を受けました、平成 20 年度の国民健康保険料の見直しについてということ
で審議をさせていただこうと思います。

本日はたくさん資料が机の上に乗っておりますが、前回会議後から集めていただいた
資料だそうでございます。いつものように 9 時を目安に終わらせていただきます。審議

あるいは質問が終わらないようでしたら次回に延ばさせていただこうと思いますので、
そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

清水会長

そのようにさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、本日お配りしている資料の確認をまずさせていただきます。

資料1といたしまして平成17～20年度の財政状況の推移(一般被保険者分) A3の用紙でございます。引き続きまして、資料1-1といたしまして療養給付費の20年度予算見込、A4の用紙でございます。資料1-2といたしまして予算算定基礎数値、A3の用紙でございます。次に、資料番号を振ってございませんが、参考といたしまして、資料-1-A 当該保険者概算加入者調整率というA4の表を入れてございます。資料2といたしまして一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定、A4の用紙でございます。続きまして、資料3といたしまして介護保険料、こちらもA4の用紙でございます。資料4といたしまして改定保険料案比較表、A3の用紙でございます。同様にA3の用紙で、資料4-1といたしまして平成19年度保険料に対する差額表、以上の用紙を配らせていただいております。あと、参考といたしまして、平成20年度予算要求の概要というホッチキス止めをいたしました冊子をお配りさせていただいております。

資料に不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局

それでは資料の説明をさせていただきます。

資料1、平成17～20年度の財政状況の推移(一般被保険者分) A3の用紙でございます。こちらの表の左を見ていただきますと、上段で歳出経費を計上してございます。下段で歳入項目を記載してございます。上段で、17年度決算額、18年度決算額、19年度決算見込額、20年度予算見込額、増減ということで19年度の決算見込額に対する20年度予算の増減額を記載してございます。

上段の歳出、(1)保険給付費につきまして、内訳でございますが、一般・療養給付費

の20年度の予算見込額、97億5,616万7,000円を見込んでございます。こちらの額につきまして説明を詳細にさせていただきたいと思っております。

資料1-1、A4の用紙をごらんください。こちらで、療養給付費の20年度予算見込額につきましてどのように見積もったのかを記載させていただいております。

(1)被保険者数といたしまして、年度平均で記載してございます。一般の被保険者につきまして、19年度の見込といたしましては4万3,253名、20年度の見込といたしましては5万3,686名、その隣に、退職から一般になった者ということで括弧書きをさせていただいておりますが、20年度におきましては退職者医療制度が廃止になりまして、65歳から74歳の方が退職から一般にかわられます。その数といたしましては、1万1,027人を見込んでいるところでございます。他の保険の被扶養者であった者ということで、高齢者医療制度が創設されます関係で、社会保険等の御本人の方が高齢者医療制度に入られた場合、被扶養者であられる方は国民健康保険に加入されることとなります。その方々の数値といたしまして、200人ほど見込を立てさせていただきました。

そのような見方で、20年度の一般の被保険者数といたしましては5万3,686人を見込んでございます。75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療制度に移行されるということでその方は除いてございます。

下段の退職被保険者、19年度の見込といたしましては1万2,461人でございます。この方の中で、65歳から74歳の方が一般に移られますので、20年度の見込といたしましては2,100人を見込んでございます。

合計数といたしまして、19年度の見込は5万5,714名、20年度の見込といたしまして5万5,786名の方を国民健康保険の被保険者数として見込んでございます。

(2)療養給付費等につきましては、療養給付費等の決算額及び決算見込額を記載してございます。一般被保険者の18年度の決算額は57億8,536万5,144円でございます。19年度の決算見込といたしましては63億449万9,692円を見込んでございます。したがって、伸び率といたしましては108.97%となります。

退職被保険者につきましては、18年度は32億4,830万2,600円、19年度の決算見込といたしまして36億6,051万4,584円を見込みました。したがって、伸び率といたしましては112.69%となります。

一般、退職をあわせました合計でございますが、18年度決算額は90億3,366万7,744

円でございます。19年度の決算見込といたしまして、99億6,501万4,275円を見込んでございます。伸び率といたしましては110.31%となります。

(3)一人当たり給付費の伸びにつきましては、ただいまの療養給付費等を被保険者数で1人当たり割り戻した数値でございます。こちらにつきましては、一般といたしまして、15年度は11万6,064円、16年度が12万2,483円、伸び率といたしまして105.53%ございました。同様に、17年度は12万9,824円、伸び率といたしまして105.99%となります。18年度は13万3,147円でございます。伸び率といたしまして102.56%、19年度の決算見込数値に当てはめると14万5,759円となります。したがって、伸び率は109.47%となります。

下段の退職につきましても、同様に1人当たりの比較を掲載してございます。

その下の米印のところ、19年度は、一般9.47%、退職10.49%の伸びを示してございますが、過去4年間の平均を考慮いたしまして、20年度の伸び率といたしましては8%を見込んだところでございます。

したがって、20年度一般の1人当たり給付費見込額といたしまして、19年度の1人当たりの給付見込額14万5,759円に108%を掛けまして15万7,419円を見込んだところでございます。20年度、退職1人当たりにつきましては、同様に29万3,758円に対して108%を掛けまして31万7,258円を見込んでございます。

下段の、一般、15万7,419円に、先ほどの(1)で御説明いたしました、20年度の一般の見込数でございます5万3,686人から退職の方が1万1,027人含まれてございますので、こちらを分けまして引いた数値に対して一般1人当たりの見込額を掛けました。その合計額といたしまして67億1,533万7,121円を見込みました。

退職につきましても同様に、1人当たりの20年度見込額に対しまして人数を掛けてございます。31万7,258円に、退職から一般にかわられる1万1,027人と2,100人を足しましてこちらを退職者数として計算いたしました。このような形で、60歳以上の方が退職者医療制度に入っております。こちらの方の年代の方には、1人当たり直したときの医療給付費額に差がございますので、その方の年代に合わせた1人当たりの医療給付費額で見込を計算させていただいております。退職につきましては、合計数41億6,464万5,766円となります。

(4)その他といたしまして、(3)の見込をもとに各調整を行うということで20年度

の制度改正に伴う影響額を見込んだものでございます。

一部負担率の変更ということで、昨年答申をいただきました、就学前のお子さんにつきまして一部負担割合を3歳未満の方は従来2割負担でございましたが、これを拡大いたしまして6歳の就学前までの方まで3割負担を2割負担とさせていただくということになりました。3割負担が2割負担と御本人の負担が変更になることによりまして給付費が7割から8割に広がりますので、そちらの方が増要因となります。こちらの増要因といたしまして1,700万円を見込んでございます。70歳から74歳の方の一部負担金につきましては、1割から2割負担に引き上げさせていただいております。したがって、こちらにつきましては減要因という形で2億円の減を見込んでございます。

このような形で一部負担率の変更に伴い、総額で1億8,300万円を減要因として見込んでございます。

20年度は、診療報酬の改定を行う年度となります。現在、診療報酬改定について検討されているところですが、0.82%ほどの診療報酬改定が行われるという情報でございますので、改定に伴う影響額といたしまして6,800万円の減を見込んでございます。

前期高齢者医療制度、退職被保険者の方が一般被保険者にかかわることになります。こちらの影響といたしましては、20年3月診療分を除きまして11カ月分が退職者から一般に移行することになりますので、そちらの影響額といたしましては31億4,500万円を見込んでおるところでございます。

このような形で、(3)の一般、退職の1人当たりの伸び率を加味いたしまして給付費額を算定し、(4)その他というところで影響額について増減をさせていただきました。その結果、20年度療養給付費見込額といたしましては、一般分97億5,616万7,000円、退職分といたしましては8億9,792万2,000円を見込んだところでございます。

恐れ入りますが資料1にお戻りいただきまして、先ほど申し上げました一般・療養給付費の20年度の決算見込額は、資料1-1で御説明いたしました、一般分97億5,616万7,000円を見込んだところでございます。

一般・療養費といたしましても、同様に見込を立てまして2億2,071万2,000円を見込んでございます。

2段下になりますが、一般・高額療養費につきましては、一般を7%、退職を14%の伸びという形で推計させていただいております。

この内訳の葬祭費につきましては、19年度決算見込額4,860万円に対しまして3,500万円とさせていただきます。こちらにつきましては減額という形で、1,360万円を減といたしております。こちらにつきましては、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移られるということで件数を減とさせていただいている影響でございます。

(2) 前期高齢者支援金につきましては、20年度に新たに支払いが生ずる項目でございます。こちらにつきましては、退職者医療制度の廃止に伴いまして65歳から74歳の方が前期高齢者となります。こちらの方に対する支援金という形ですが、533万2,000円につきましては、後ほど歳入で御説明いたしますが、交付金等の事務を行うための経費ということで、社会保険診療報酬支払基金にお支払いする事務費の拠出金ということで533万2,000円が必要になるということで計上させていただいております。

(3) 老人保健拠出金(退職者分除く)につきましては、後期高齢者支援金となりますが、3月の1月分が20年度の支払いとして残ることになりますので、その1月分とあわせまして清算分、経過措置分ということで、月おくれで請求がくるものもまだございますので、そちらに対する支払いのための拠出金をお支払いするということとなります。したがって、3億2,007万7,000円を計上させていただいております。

(4) 共同事業拠出金につきましては、21億3,952万円を見込んでございます。こちらにつきましては、国保連合会の試算額を用いまして計上させていただいております。

(5) 保健事業費の総額といたしましては、1億8,250万円を計上いたしました。

内訳を見ていただきますと、特定健康診査等事業費1億6,000万円を計上してございます。こちらにつきましては、ただいま医師会さんと単価調整をさせていただいておりますので最終的な確定数字でございませぬが、ある程度固まった数字の中で対象者数等をとらえまして、概数として1億6,000万円を計上させていただいております。

保健衛生普及事業につきましては50万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、医療費のシステム経費を計上させていただきまして2,000万円ほど減額となっております。こちらにつきましては19年度実施してございます。国保ヘルスアップ事業を20年度は実施しないことになりましたので減額させていただいております。

人間ドックにつきましては2,000万円計上させていただいております。こちらにつきましては、補助単価が日帰りでは2万4,000円を19年度は補助してございましたが、

20年度は2万円、1泊2日コースにつきましては2万9,000円を2万5,000円にするという、この改正は2年前に決めてございますのでそれに合わせまして20年度につきましては単価が下がったために、600万円ほど減額させていただいております。

歳出の合計といたしましては、20年度136億2,875万3,000円を見込んでございます。19年度決算見込額との差額といたしまして、増減額は19億6,357万4,204円を見込んだところでございます。

下段の歳入につきまして御説明申し上げます。

歳入欄の(1)保険料(一般・医療給付費分・現年分)でございます。保険料につきましては、20年度予算見込額を22億3,411万1,000円と見込んでございます。こちらの見込額につきましては、19年度と同様の保険料率並びに限度額を用いまして、先ほど申し上げました75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行されるということで、減分を見込んだ数字でございます。75歳以上の方が後期高齢者医療に移行される影響額といたしましては、11億4,000万円ほどの影響があると見込んでございます。

(2)国負担金につきましては、負担率が決められてございますので、先ほどの療養給付費等負担金につきましては、歳出額に合わせて国の負担率を用いまして21億3,696万4,000円を見込んでございます。

この中で、特定健康診査等負担金が新たな歳入項目となります。先ほど申し上げました歳出経費の中で見込んでございます特定健康診査等事業費の中で、一定の基準額から御本人に3割負担をしていただくという国の考えでございますが、自己負担分を除いた3分の1を国の負担ということで歳入が見込まれますので、そちらの歳入額といたしまして2,570万円を見込んだところでございます。

(3)前期高齢者交付金も、20年度に新たに設置されます歳入項目でございます。こちらにつきましては、退職者医療制度の廃止に伴いまして、前期高齢者65から74歳の方の医療費の財政調整が行われることになっております。算定につきましては、厚生労働省の算定基準を用いまして見込んでいるところでございますが、数値が最終的には3月に告示されるという状況でございます。現在、国から情報が流れてまいりますが、2回ほど数値が変わっているという状況もございまして、なかなか確定しづらいところの歳入項目でございます。

(4)都支出金につきましては、8億368万9,000円を計上させていただいております。

す。こちらの数値につきましても、定められた負担率を用いまして計上しております。

高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会からの試算額を用いまして計上させていただいております。

財政調整交付金につきましては、6億9,973万円を計上させていただいております。備考欄を見enいただきますと、特定健診分を含むということで、こちらにつきましても国と同様に3分の1を負担することになりますので、2,570万円ほどを見込んでございます。

(5)共同事業交付金につきましては、19億1,305万7,000円を計上してございます。国保連合会の試算額を用いているところでございます。

(6)法定繰入金につきましては、一般会計からルールに従った繰入金を計上させていただいております。

基盤安定繰入金につきましては、1億9,824万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、軽減を行ったものについての軽減額相当額を歳入として見込んでいる状況でございます。

そのほか、出産育児一時金については、歳出額の3分の2の繰り入れを行うというルールに従ったものでございます。

(7)その他繰入金につきましては、国保財政の赤字補てん的な意味合いの繰入金でございます。こちらにつきましては、前年度並ということで計上させていただいております。18億8,900万円を19年度は繰り入れを予定しているところでございますが、こちらにつきましては20年度につきましても同程度ということで、18億799万6,000円を計上させていただいております。

(8)繰越金につきましては、前年同額ということで、見込を10万円ほど計上させていただきました。

そのような形で歳出額に合わせまして、136億2,875万3,000円を歳入額として見込んでございます。先ほど申し上げました、その他繰入金につきましてはまだ調整中ということで仮の数値として前年並に計上させていただきまして、歳出歳入額を同額とさせていただきます。

資料1-2につきましては、先ほど資料1-1で療養給付費の算定につきまして御報告申し上げましたが、その補足資料といたしましてつけさせていただいております。

います。予算算定基礎数値という表でございます。

こちらにつきましては、各診療月における支払額を 17 年一般、退職、一般と退職を足しました 17 年度の額でございます。その隣が 18 年度の決算数値でございます。このような形で伸び率を見て、先ほどのように 20 年度の伸びを 8% という見込を立てさせていただいております。

間に入れさせていただきました、39 西東京市 1 - 1 - A という、参考資料といたしまして当該保険者概算加入者調整率という A4 の表をつけさせていただいております。こちらが、先ほど歳入欄で申しあげました前期高齢者交付金に係る国から示される数値を添付させていただいております。

この表の右になりますが、20 年度概算補整係数 1.08452 という数値がございます。これは、省令の第 9 条第 3 項で定められるものでございます。下の欄に、この数値については 12 月 3 日に算定されたとございます。そのときは、1.05188 という数値でございました。市に 12 月 28 日にこの数値を仮置きという通知がございました。当初、この 1.05188 で見込んでおりましたが、1 月 16 日になりまして、1.08452 という形で数値が上がってございます。これは、補整係数という形で前期高齢者交付金を見込むに当たりまして、こちらの数値が変わったことによりまして西東京市では 8,000 万円ほど減となったという結果が 1 月 16 日の数値から出てございます。

このような形で、この前期高齢者交付金につきまして、3 月の告示が出るまでの間に今後まだ変わる可能性があるというところで、なかなか歳入見込が立てにくい交付金であると考えております。

それでは資料 2、A4 の用紙をごらんください。資料 2 につきましては、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定表になります。

前回の審議会で御説明申し上げましたように、従来医療分で見えておりました中にありました老人保健拠出金が後期高齢者支援金となることによりまして、医療分と介護納付金分という形の賦課方式から 3 階建てという形にさせていただくということで、20 年度は新たに後期高齢者支援金分に対する賦課方法を検討していただくことになってございます。そちらの後期高齢者支援金の算定をした表でございます。

歳出といたしましては、現在 21 億 8,293 万 4,000 円となっております。下段の米印で記載してございますが、この数値は、後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

は、後期高齢者支援金、病床転換支援金と後期高齢者支援金に係る事務費拠出金の合計額となっております。こちらの費用につきまして支援金等という形で支払いを行います。

その歳出額 21 億 8,293 万 4,000 円に対しまして、歳入といたしましては、療養給付費負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額という形で歳入見込を各項目に合わせまして算定を行いました。その結果、歳入額といたしまして 11 億 2,162 万 8,500 円を見込んでございます。

この歳出歳入額の差引額 10 億 5,130 万 5,500 円につきまして、保険料収納必要額という形で記載させていただいてございます。この 10 億 5,130 万 5,500 円が保険料として徴収が必要であるということになります。

引き続きまして、資料 3 をごらんください。3 階建ての 1 つになります介護納付金に対する介護保険料分でございます。

介護保険料につきまして、1 平成 20 年度 概算介護給付費納付金額につきましては、第 2 号被保険者数を 2 万 272 人と見込みまして、1 人当たりの負担額が 4 万 9,700 円と示されてございます。したがって、10 億 751 万 8,400 円が 20 年度の概算額として納付する金額となります。

2 平成 18 年度 確定介護給付費納付金額につきましては、平成 18 年度の清算を 2 年後の 20 年度に行うこととなります。確定額といたしましては、8 億 8,015 万 6,800 円となりました。概算額で納付している金額は、9 億 7,263 万 7,054 円でございます。したがって、清算額といたしましては 9,248 万 254 円の減となります。また、調整金額というのが 83 万 3,223 円、こちらも減となっております。これをあわせました 9,331 万 3,447 円が戻るとい形になります。

3 平成 20 年度 介護給付費納付金額につきましては、先ほどの 1 の概算額 10 億 751 万 8,400 円と清算額の戻りでございます 9,331 万 3,477 円を加えまして、9 億 1,420 万 5,000 円を 20 年度介護給付費納付額としてお支払いすることとなります。

4 平成 20 年度 介護保険料でございますが、納付金額 9 億 1,420 万 5,000 円の 2 分の 1、4 億 5,710 万 3,000 円が介護保険料として必要になるということになります。

介護保険料につきましては、現行の料率で 20 年度の被保険者数を想定いたしまして計算したところ、4 億 5,700 円程度の見込が現在立っておるところでございます。

引き続きまして資料 4、改定保険料案比較表の説明をさせていただきます。

左の所得額の欄を見ていただきますと、33 万円以下、50 万円、100 万円、最高額で 1,400 万円以上という形で、所得階層に合わせましてこのような所得のある方が幾らぐらゐの保険料になるのかという表を作成させていただきました。

平成 19 年度の現行料率は、医療分につきましては均等割が 2 万円、平等割が 9,300 円、所得割が 5.2%、資産割が 15%、限度額は 53 万円でございます。この現行の料率で、1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯、4 人世帯を例に算定を行いました。現行の応益割率で申し上げますと、軽減対象といたしましては、1 人世帯ですと 6 割軽減を受けられる所得額といたしましては 33 万円でございます。それ以下の方が 6 割軽減の対象となります。この 6 割軽減によりまして、平等割、均等割が 6 割軽減を受けられることとなります。1 人世帯で見ていただきますと、資産割あり、なしという形で掲載させていただいております。資産割ありというのは、資産をお持ちの方の固定資産税に対して 15%を賦課させていただいております。その額で申し上げますと、33 万円以下の方は資産割が 2 万 959 円になります。資産なしの方につきましては 1 万 1,700 円ということで、均等割、平等割が 6 割軽減を受けられる世帯という表で作成させていただいております。同様に、2 人世帯につきましては 6 割軽減が 33 万円以下の方、4 割軽減を受けられる方が 57 万 5,000 円以下の方ということになります。

右の表は、現行の料率をそのまま変えずに医療分と後期高齢者支援金分に分けた場合、幾らぐらゐの金額になるのかという表を作成させていただきました。医療分としては仮置きでございますが、均等割を 1 万 3,600 円、平等割を 6,500 円、所得割を 3.47%、資産割につきましては 10%、限度額につきましては国が改定を今回行いますので、その限度額に合わせまして 47 万円を想定いたしました。後期高齢者支援金分につきましては均等割を 6,400 円、したがって均等割 6,400 円と先ほどの医療分、1 万 3,600 円を足していただきますと、現行の均等割 2 万円となり、合算額は現行と同じとなるようにしてございます。同様にそのような形で分割いたしまして、平等割を 2,800 円、所得割を 1.73%、資産割を 5%、限度額につきましては上限額であります 12 万円を想定いたしました。このような形で、1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯、4 人世帯につきましては、保険料がどのようになるのかということで試算をさせていただきました。

資料 4 - 1 を見ていただきますと、平成 19 年度保険料に対する差額表となっております。

ます。

先ほどの資料 4 の数値ではわかりづらいと思いますが、差額表という形で現行料率を同様に分けて、限度額につきましては 53 万円を医療分 47 万、後期高齢者支援金分 12 万円ということでございますので、あわせまして 59 万円、額といたしましては 6 万円の改定となるわけでございますが、この差額表を見ていただきますと、700 万円の方から表示となります。1 人世帯の資産ありの方が 4,600 円、資産なしの方も同額 4,600 円という形で、700 万円を超えまして 1,100 万円ぐらいの方の中で現行の保険料より安くなる方が出てくることになりました。

なぜかということをお知らせすると、限度額を 2 つに分けたことによるものでございまして、右側に計算例をお示しいたしました。

この 700 万円の方を例に計算してみますと、700 万円の 1 人世帯で資産なしの場合、現行は、医療分といたしましては均等割が 2 万円、平等割が 9,300 円、控除額 33 万円を引きまして所得割率 5.2% を掛けまして、合計いたしますと 37 万 6,100 円となります。これに対しまして改定案では、医療分につきましては均等割 1 万 3,600 円、平等割を 6,500 円、所得割につきましては 3.47% を見込んでございます。したがって、これらを合計いたしますと 25 万 1,549 円となります。下段の支援金分を見ていただきますと、同様に均等割 6,400 円、平等割 2,800 円、所得割率 1.7% を用いまして、合計額といたしましては 12 万 4,591 円となります。したがって、支援金分につきましては、12 万円を限度額と仮に定めてございますので 12 万 4,591 円が 12 万円の限度額となります。したがって、4,591 円を超過額という形で見ることになります。そのような関係で、改定案で支援金分を足しますと、25 万 1,549 円と 12 万円を足しまして 37 万 1,500 円となります。

現行の料率設定で見た場合は 37 万 6,100 円でございますが、改定案のような形で計算してみますと、現行の保険料より 4,600 円安くなるという結果が出てまいりました。

同様に、1,000 万円、1,400 万円の例も記載してございますが、このような形で限度額を分けたことによりまして、6 万円総額では引き上げたといいたしましても、1,400 万円内の方に対しては逆に現行保険料より安くなるような例も出てくるという状況でございます。

そのほか、平成 20 年度予算要求の概要というホッチキス止めの冊子を配らせていた

だいております。こちらにつきましては、現在企画部財政課で予算編成を行っておりますところですが、11月22日までに各部から提出された要求額をもとに内容点検及び計数整理を行いまして、12月28日現在で取りまとめました20年度の予算要求額を公表したものでございます。

2ページを見ていただきますと、12月28日現在では、歳入歳出総括表の歳入歳出収支バランスを見ていただきますと、差引額といたしましては43億2,863万3,000円ほど歳入が不足している状況であるということで、これから各歳入歳出経費を精査するというところでございます。

4ページを見ていただきますと、資料2といたしまして、各会計要求状況（歳出）とございます。こちらで、国保会計につきましても要求額176億6,442万8,000円と記載されてございます。こちらの数値につきましては、まだ不確定要素の中で前年度実績並を見込ながら財政課に要求している数値でございますので、本日お示しいたしましたような、見込額前の段階で見込めるところを見込んだという本当の概数で財政課に要求させていただいております。

再度、確定した段階で改めて財政課に修正させていただくということにさせていただいております。

その他繰入金につきましては、前年度並の18億8,900万円を予算要求としてはしているところでございます。

詳細の状況につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

清水会長

ありがとうございました。

今御説明を受けましたので、御質問をいただきたいと思います。

星川委員

要するに、今回は料率をまず決めるということですよ、そういうことですよ。

清水会長

そうなんです。

石田委員

資料2に、後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額とございますが、これの算出

の仕方は何かあるんですか。前年度の後期高齢者の方から割り出したものなんですか。

清水会長

後期高齢者支援金は今年度から……

石田委員

額の算定の仕方です。何をもとに算定したのかということですね。

事務局

国から示される算定表がございまして、第 8 表の A 表という形で算定式が示されます。

その中で埋め込んでいった数値という形になってございます。

石田委員

算定に何を……。昨年の何かを入れるんですか。

事務局

老人保健拠出金につきましては、従来公費が半分、残り半分以上を拠出金という形で見えていたわけですが、後期高齢者支援金につきましては御本人が保険料を納めるということですので、4 割相当に対して各医療保険者が加入率に応じまして支援するという形になります。

したがって、19 年度は老人保健拠出金としては 30 億ほど概算でお支払いすることになります。それに対して御本人が 1 割相当額負担するということになりますので、支援金分としては当然引き下がるという形での算定です。

石田委員

老人の人数とか老人の医療費とかに関係あるんですか。どうやってこれが出ているかというのがよくわからないんですが。

事務局

主なものとしたしましては、加入者 1 人当たりの負担見込額といたしまして省令で決められるのですが、こちらの数値が現在 3 万 8,227 円と見込まれてございます。20 年度の西東京市の加入者見込数としては、先ほど御説明させていただいた数値とは違いますが、国の算定式を用いますと 5 万 7,016 人を見込んでおるという状況です。こちら、1 人当たり 3 万 8,227 円に 5 万 7,016 人を掛けますと、支援金額である 21 億 7,955 万 632 円という数値が算出されるということになります。

石田委員

そうなる、例えば高齢者支援金の加算・減算というのがございますが、これはその額の何パーセントを加算されたり、減算されたりするんですか。

事務局

計算方法につきまして、加算・減算につきましての詳細な計算方法等は示されてはございませんが、後期高齢者支援金の10%の範囲で加算・減算を行うということでございますので、支援金として21億7,955万円ほどの支払いをするということですから、最大であれば1割相当でございます2億1,795万円ほどが最大幅の加算、減算額になるということでございます。

石田委員

減算ということもあり得るんですね。

事務局

はい。

石田委員

最大で2割ぐらい違うんですね。

事務局

はい。

石田委員

わかりました。

清水会長

今、星川委員から、料率を決めるんですねという御確認があったんですが、前回配っていただいた、保険料見直しについてという資料1のところをしてみると、医療分のところの私どもが今やっております方式をそのまま変えないで試算したのが資料4ですよね。

事務局

はい。

清水会長

その辺から決めていくのか……。

どうぞ。

葛木委員

保険料に対する差額表は、所得でもってサンプルが出ているからそれについてはわかりやすいんですけども、所得階層別の数値等が出ていないので計算しようがないんですが、この資料を出していただけるのでしょうか。

あと、5万人ほど75歳以上の方がいるという話ですが、国保に対する繰入金が、今年度と同じように約18億ということですが、そうすると、5万人ほど減ったのに同じ繰入金をやるということになりますと、残っている方が幾らか保険料が減ってもいいのでしょうか。その辺のところはどうなんでしょうか。

事務局

今おっしゃったとおり、75歳以上の方が1万5,000人弱後期高齢者医療に移られるわけでございます。したがって、繰入金の関係から申し上げますと、1人当たり逆直したときに、従来どおりの繰入額ですと1人当たりに対する繰入額が大きくなるという状況に当然なるわけでございます。

ただ、20年度につきましては、このような後期高齢者医療制度等の医療制度改革と言われるほど制度自体が大きく変わります。先ほど申し上げましたように、国からの最終的な見込数値として本当にこれで見込んでいいのかと担当としても不安になるような、数値が動いているような状況もございます。そのような中で、端的に歳入不足分として保険料の不足分をある程度数値として正確な見込数値が今は固めにくい状況もございましたので、前年並の繰入額を今回はお示しさせていただいたという状況で作成させていただいております。

清水会長

きょう出していただいた資料4と資料4-1を見ると、余り方式をいじらずにうまくつくってくださっているなという印象はあるんですが、長年4方式を見直そうということがあったりで、いかがいたしましょうか。介護保険料はいじらないで済むという御説明でしたね。現状維持ができそうだと。

事務局

はい。保険料でほぼ賄えると考えてございます。

清水会長

そうすると、今までの医療分を新しくできる後期高齢者支援金分とうまく振り分けていただけたという感じは受けるんですが。

玉置委員

限度額はこのままでいいんですか。決めたんですかね。

清水会長

限度額といいますと。

玉置委員

今まで 53 万だったのを 59 万に。

清水会長

それが法律では 47 万と決められたから、53 万は当然 47 万にしないといけないわけですね。違うんですか。

事務局

限度額ですので、それが上限という理解で結構だと思います。

清水会長

上限を 47 万に抑えるやり方で.....

事務局

国は 47 万円を限度としますという定めをただけでございますので、各国保会計の中で保険料算定が間に合えばそこまで引き上げなくても、保険料率と同じように.....

清水会長

そうなんですか。

私は、53 万から 47 万と抑えられるのかなととらえていたんですが。

事務局

今まで説明を差し上げたのは、基本的にまだ不確定な要素が交付金等ございますと。その他繰入金につきましても、先ほど予算が 43 億円程度の収支のバランスが崩れていると。これから、1 週間あるいは今月中に財政当局で予算の調整査定をこれから進めていかなければいけないということで、要はこの繰入金そのものが約束された数字ではないということで横に「調整中」と書かせていただきました。

よって、これが動きますと、結果的に保険料をいじらなければいけないことになろうかと思えます。本日の段階では、まだそこまで話を進められない状況という気がいたします。

それから、限度額につきましては、表を出させていただきましたのは、今までの運営

協議会の議論の中で、限度額については政令の改正があったら限度額いっぱいまでもっていくのが筋ではないかという議論がありました。そんな関係で、仮に保険料率を動かさないで限度額を政令いっぱいにもってきたときにはどういう数字になるのだろうかという、参考として今回は出ささせていただいております。全体の影響額は、限度額を上げることによって上がる部分と、私もうっかりしていたのですが、下がる部分が計算で出てくると。影響額としては1,000万円程度のプラスにしかないという状況もあります。

そこで、今回は不確定な要素が多いので、中身の状況をまずしっかりと説明させていただいて、限度額は今までの議論を踏まえてどうするのかというお話をさせていただくとありがたいと思っております。

清水会長

そうすると、不確定な数字の上で議論をするということですよ、結局は。

事務局

はい。

清水会長

でも、例年どおりの一般会計からの見込額というのは、ありそうな気がいたしますが。

事務局

今までこの運営協議会で皆様に説明いたしてきましたのは、行財政改革プランであるとか市の財政状況からいって、国保会計には現行の数字を増額するようなことはなかなか難しいというお話をさせていただいております。

今回の制度改正で、国保の財政ばかりでなく、新しく後期高齢者医療制度というのができました。それから、老人保健医療もまだ3年程度残るということから、この3つの会計がどういう状況になってくるのかというのをしっかり見定めておかないと、国保だけでは議論できない部分もございますので、そちらの数字が現在固まっていないという状況もございますので、それは次回までに固まればその辺もお出ししながらお示しさせていただければと考えております。

清水会長

ということで、本日はこの資料についての御質問を受ける程度でしょうか。

事務局

はい。

清水会長

前回と同じような感じになってまいりましたが。

事務局

これから議論する上で足りない資料だとかこういう資料を用意しておいてもらった方が議論が進むとか理解が進むことがあれば、おっしゃっていただければありがたいと思います。

清水会長

皮切りに関野委員、何かおっしゃってください。

関野委員

19年度は4億残っておりますね。どうも、4億円残ると18億円の補助金を出すというやり方がちょっとわからないんですよね。私どもの方では、18億円の予算をもらっても、厚生労働省からは足らなくなったらぶち込みなさいと言われていたんですよ。したがって、そういうときには4億円の黒字が出るということはないんですよね。その辺のことをまずはひとつ教えていただきたいと思っています。

多分、民間健保とは違うと思うんですよね。我々では、繰入金10億と予算が立ちますが、それは足りなくなったときに2億円出さない、また2億円出さないということで、最後に予算10億で取っても8億でとまってしまうことがあるわけ。2億円は出さないわけです。

だけど、どうもこの会計上から見て、18億は出しました、でも4億円おつりが出ていますよと。だったら、繰出金は14億円でいいんじゃないですかと思うんだけど、そこはやり方がちょっと違うのかなと。そこをもう一度教えてください。

事務局

一般会計と特別会計の種類で言えば関係になるわけです。一般会計の方で、特別会計、国保会計の繰出金という歳出計上をしてございます。逆に国保会計は、歳入として一般会計からの繰入金という形の関係になります。当然、予算で歳入を国保は見込み、歳出を経費として一般会計が計上しているわけです。その関係で、国保で支払いしながら、年度中に不足額が出る状況の中で、当然一般会計からの繰り入れを今月医療費の支払いができない、間に合わないという状況に合わせながら、一般会計から年度中に繰り入れ

を徐々に行っているという状況でございます。

ですから、予算計上していながら一般会計から、先ほど言われた 18 億のうち 4 億なりの歳入が見込めるというケースの中で、逆に 4 億円が一般会計の支出の不要額という形になります。予算的には繰り入れて、特別会計の方で予算どおりに繰り入れを行い、その中で最終的な 5 月の出納整理期間が終わった段階で決算数字が固まりますので、その中で、18 年度については国から特調の関係で余分にいただいたというのがあったので、それを次年度に当然繰越金として特別会計に繰り越されますので、それについては一般会計に 9 月補正で逆に特別会計から繰り出し、一般会計からは繰り入れという逆行行為をして、それで清算行為をするというやり方をしています。

関野委員

わかりました。

それから、先ほどの予算案の中で、今回の特定健康診査等事業費、特定健康診査それから特定保健指導、こういうところの対応の中では 1 億 6,000 万の予算をつけていますよね。

事務局

はい。

関野委員

保健指導の方の予算はつけないの？

事務局

事業費という形で計上させていただいています。中身の項目といたしましては、健診に係る委託料とあわせて、「健康診査等」と等しくらせていただいています。保健指導に係る費用についてもこの中に計上させていただいています。

関野委員

1 億 6,000 万というのは、健診と、さっき 2,000 万ぐらいヘルスアップやめたと言っていました。ああいうものの予算が 1 億 6,000 万の中に入っていると。

事務局

そうことになります。

関野委員

わかりました。

それから、スタンスを聞きたいんだけど、先ほどほかの委員から、いわゆる 22 億の後期高齢者の拠出金の中で、いわゆる加減算はどうなるかと聞いたら、24 年度のときに 22 億円だとすると、メリット分が 2 億円くれますねと。デメリット分を 2 億円減らされますねということですよ。

事務局

そうです。

関野委員

ただし、それをやるのに、20 年度から 1 年間につき 1 億 6,000 万の 5 年間、約 10 億を突っ込むの？

20 年から 24 年までの 5 年間、1 億 6,000 万の特定健診と特定保健指導をやって、プラスをもらったときに 2 億円で、その間に 10 億を 5 年間で突っ込んだけど、それをやって出てくるのは 2 億円ですよ。それをどう思います？

事務局

国の方が……

関野委員

西東京市としてどう考えるべきなのかなというのをちょっと聞きたいと思っているんです。

事務局

減算があるなしにかかわらず、市民の健康を守るという趣旨から言えば、どちらにしても健診事業は続けていかなければならないと考えています。

関野委員

ただ、そうなってくると、今までのトレンドとちょっと違うんですよ。今までそんな雰囲気の前算立てしてないでしょ。

事務局

今までは一般会計で組んでいたからです。

関野委員

健康何とかというの？

事務局

それがこっちに移ってきたのです。

関野委員

もう一方では、ヘルスアップのところはばんばんやっているわけじゃないじゃない。

事務局

このヘルスアップにかわるのは特定保健指導になってくるということだと思います。

関野委員

わかりました。

3つ目、今回我々の課題として保健事業の見直しという話もありましたが、こういうものを論議するときになかなか理解ができないんだけど、収入支出をどう合わせるかといったときに、収入をどうしようかという論議ばかりなんです。ましてや今回の保健事業見直しということは、減らせということを言っているような雰囲気があるんですよ。そうすると、減らせるのと合わせるのと、18億が何億になるのか知りませんが、そういうところでお金が入ってこなくなっちゃうと。

この3つの要素をどこから手をつけていくべきかとするならば、たまたまいろいろな意味で事務局が苦労するのはわかるんですが、1.05が1.08になっちゃったら何十何億がすっ飛ばっちゃうからそっちの方は別にしておいて、ちょうど見直しという諮問が出てきているからそこを先にやっておいて、厚生労働省もきれいになる、それからあと18億を出せるのか、出せないのか、固まってくるということになるんだったら、順序として見直しの方を先に論議をして固めてしまって、これ以上支出は減らせませんみたいな話の上で、当然後期高齢者の金額も固まってくるというタイムラグの後で支出の保険料率をミニマムはどのくらい上げていくのかという論議がうまく成り立つのかどうか、そんなふうな感じに思っているんですね。

ですから、なかなか見定められないというのだったら、その時間をうまく考えて保健の見直しというところをやらせてみてはいかがかなと思っています。

清水会長

確かに、順序としてはそうかもしれませんが、議会で提案するということで料率の見直しを先にと出されたんですか。

事務局

先ほど関野委員がおっしゃったように、保健事業の見直しもお願いしています。具体的には人間ドックの補助が中心になるうかと思います。その辺を本当はきょう議題に上

げようか、上げないかという内部的には打ち合わせをしていたのですが、こちらのお話
がかなり細かいので、この辺をじっくりと説明する方がまず先だろうと。このあたりを
説明した後に、次回に保健事業の見直しのお話をしていただいた方がいいのかなという
判断で今回はこういうふうになったということで、関野委員のおっしゃるとおりでござ
います。

清水会長

前回の、事業の見直しというときにいただいたのが人間ドックのパンフレットでした
よね。

事務局

はい。

清水会長

その見直しをする前に補助単価を減額したという感じにはなっているんですが。

葛木委員

その保健事業なんですが、後期高齢者の加入者も利用できるんですか。

事務局

基本的に人間ドックの費用につきましても、先ほどの歳出経費の国保会計の中で見て
おります。ですから、国保会計に今まで75歳以上の方も入られているわけですが、そ
の方が後期に移られたからといって国保会計の歳出経費でその方の人間ドックの費用を
もつことはできません。歳出経費で見て、それが当然保険料算定の中の基礎数値に入り
ますので、75歳以上の方は後期高齢者医療ということで東京都の広域連合の被保険者に
なられるわけですから、会計自体がかわってしまうと御理解いただければと思います。

葛木委員

利用できないということですね。

事務局

そうです。国保の人間ドックについては利用できないということになります。

葛木委員

わかりました。

清水会長

次回の進め方になってくるんですが、人間ドックの利用状況についてはいつぞや伺っ

たような記憶もあるんですが、19年度の利用状況みたいな資料はいただいていないでしょうか。

事務局

前回の12月に開かせていただきました中で、国民健康保険の保健事業の見直しということで資料3に示させていただきました。その中で、人間ドックについて利用実績の記載をさせていただいております。

清水会長

わかりました。

事務局

18年度まででございますが、利用人数といたしましては、18年度は836名の方が利用されているという状況でございます。

清水会長

保健事業というと、この人間ドックの見直しだけなんですか。

事務局

もう一つ保健事業として実施しておりますのが保養施設の助成でございます。こちらにつきましても、利用人数といたしましては、18年度は448人の方が利用されているという状況でございます。

清水会長

この2つが大きな事業ですね。

事務局

そうなります。

清水会長

これを見直すといっても……

玉置委員

保健事業なんですが、さっき関野委員から指摘があったように特定健康診査等というのは、これは保健指導を含んでいるのかなとわかるんですが、逆にきちっと分けて予算を立てた方がいいんじゃないですか。健康診査と特定保健指導というのを別項目にしてやる方がいいんじゃないかということが1つです。

もう一つは、国保に新しく健康診査が入ってきたんですから、19年度の健康診査がど

のぐらい費用かけていたのかを示す必要があるんじゃないですか。19年度の健康診査とか18年度の健康診査の費用が出て、一緒になっていると比較ができませんよね。だから、これは分けておいて、健康診査の方は国保会計には入っていなかったわけですが、そのデータはあるはずなんで、それを出して比較しないと本当の比較にならない。ただ額だけ1億6,000万と書いてあっても、これが多いのか、少ないか、ふえているのか、ふえていないのかが全然わかりませんよね。それではだめだと思うので、その辺は...

...

石田委員

特定健診に関する事だけだとすると難しいですよ。今までの基本健診とは内容が違っているので、その部分だけの前年度を出さないと比較にならないですよ。だから、そこを細かく出さないと無理だと思うんですね。単純な比較ではないですからね。

清水会長

私も、きょうのためにこの間いただいた資料を見まして、人間ドックなり、基本健診がありますが、そことどう違ったのかとか、素人なものですから考えてしまったんですがね。

石田委員

その辺は、きょう討議する内容じゃないですよ。

玉置委員

保健事業費をスタンスとしてきっちりやるというのであれば、そこまでもっていかないと議論にならないだろうと思うんですね。特定健診の基本部分だけと.....

石田委員

これはちょっと難しいですよ、単純な比較じゃないですから。社保の方は入っていないので、単価も違いますしね。

事務局

こちらで示させていただいているのは、医療分としての保険料算定に用いる数値として示させていただいています。したがって、国民健康保険の一般被保険者に係る歳出経費という項目で17年度決算から20年度の予算見込額を計上させていただいておりますので、先ほど申し上げましたように、現在の基本健康診査、市民の方に対する健診につきましては一般会計で計上し、市が実施しているものでございます。特定健康診査

等事業費という形で計上させていただいたのは、医療保険者である市の国保が行う事業としての計上額でございます。従来、老人健康法に基づきまして基本健康診査を市が実施しております。その健診の検査項目も、国が定めた項目に市民サービスの健康維持のために市が独自にまた追加項目という形で計上している健診項目もございます。そちらにつきましても、市として市民サービス、健康推進事業の中で取り組むという考え方の中で従来どおりの健診水準は維持したいということで、この特定健康診査の基本項目に上乘せする項目として、ただいま市の一般会計の経費の中でその追加項目について支出するような経理の分け方で実施したいということで、医師会さんとも調整させていただきながら市で調整しておるところでございます。

したがって、この表の中にそちらの経費を比較対象として19年度の健診事業費を記載することは、この表の性格からするとよろしくないと思います。

石田委員

さっき言ったように、特定健診のみの単価になっていますので、去年までの基本健診と同様に比較はできないと思うんですね。

玉置委員

特定保健指導と特定健康診査の基本部分、この2つに分かれるんでしょ……

石田委員

分けられると思いますね。

事務局

20年度に掲載させていただいた項目といたしまして、この特定健康診査等事務費1億6,000万の内訳的な数値といたしまして、健診に係る費用額と保健指導に係る費用額を分けさせていただくことは可能でございます。

清水会長

そんなことでいいですか。

石田委員

先ほど聞き漏らしたかもしれないんですが、医療分と後期高齢者支援金分を分けて料率を出してありますね。

清水会長

どの資料ですか。

石田委員

資料 4 ですが、現行改定案の中で医療分と後期高齢者支援金分に分けていますが、この分けた比率というのは前年度から見ているんですか、それとも後期高齢者支援金というのはそんなに多くないですよ、割合からいくと。その分け方の比率はどのような感じで分けたのか教えてください。

事務局

先ほど説明いたしました資料 2 で、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定表でございますが、こちらでお示しいたしました差引額のところの保険料収納必要額の 10 億 5,130 万 5,500 円相当額を徴収するために現行の料率を分けたときにどの程度になるのかという形での算定をさせていただいたものでございまして、この 10 億 5,100 万円ほどの保険料相当額を徴収するために、資料 4 の現行改定案の後期高齢者支援金分を見ていただきますと、均等割 6,400 円、平等割を 2,800 円、所得割を 1.73%、資産割 5%、限度額を……

石田委員

わかるんですが、この 10 億というのが後期高齢者支援金分であるとすると、医療分は倍近いですね、比率からいくと 20 億ちょっとですか。

事務局

バランス的にはそうなります。

石田委員

実際は、医療分はもっと多いんじゃない？

所得割と資産割はほぼ半分ということですから、歳入分の 10 億の倍が医療分ということですか、かかる比率からいくと。

事務局

応能、応益割合のことで……

石田委員

それは別として、大体の額でいいんですが。医療分は 20 億ぐらいだということですか。

玉置委員

按分割合は 2 対 1 でいいんですかという、その比率の問題でしょ。

石田委員

ええ。医療分がもっと多いような気がするんですが。

玉置委員

3対1とか2.5対1とかにならないんですか、現実はと。

石田委員

そうですね。

そこがちゃんとしていれば別に問題はないと思うんですが。

事務局

推計といたしましては、資料1の表の保険料分の22億3,400万円程度を徴収できる保険料率として算定しているところでございます。

関野委員

あと、人数が違うから。率だけじゃないんでしょ。後期で10億円を稼ぎ出すための料率なんだけど、ポディーになっている人数は違うんでしょ、1万何千人でしょ。医療分というのは5万何千人分だから、ただ単に表面的には2対1なんだけど、バックに隠れている保険を納めるべき人の数は全然違うんでしょ。だから、累増されて10億円を稼ぐのと50億円ぐらいを稼ぐことができるんでしょ、そういう言い方じゃないの？

事務局

後期高齢者支援金につきましては、0歳から74歳の方が対象になるわけです。ですから、医療分と全く同じ対象になります。違うのが、介護納付金分です。こちらにつきましては、介護保険の対象である40歳から65歳未満の方が対象として介護保険料を納めていただくという形になります。

当然同じになるのですが、10億をただ単に先ほどの料率に用いまして算定いたしまして、その中で、こちらでお示ししている軽減対象所得ということで6割なり4割軽減を行うこととなります。最終的に、こういう6割、4割を軽減した分につきましては、先ほどの医療分で説明いたしました中で法定繰入金という形で基盤安定繰入金がございます。こちらの後期高齢者支援金分につきましても同様な形で軽減を行い、その軽減分に相当する額については基盤安定繰入金から繰り入れができるという形になってございます。そのような形で、保険料徴収分と軽減分の基盤安定繰入分をあわせまして、10億5,130万円ほどの金額を賄うという考えで設定させていただいております。

事務局

10億円を稼ぐのには、こういう数字にしないと今までの料率を加味してやれないですよ。だから、10億円をこっちで稼いだんだったら、残りは医療分で差っ引いてこっちですよ。たまたまそれが3対1に近いような形になったというだけの話だと思います。

石田委員

後期高齢者分を算定したのによって残りが医療分になったということですね。

事務局

そうです。

事務局

現行利率を変えないという前提の中での差っ引きをただけでございます。

清水会長

あと、資料についての御質問は何かありますか。

平山委員

現行だと、今まで限度額が53万だったのが、20年度分からは後期高齢者支援金分の限度額が12万で医療分が47万で59万になって、結局6万円上乗せになるわけですよね。

清水会長

高額者はね。

平山委員

高額者の方は、負担金が6万円ふえてしまうということになるんですが、これを後期高齢者支援金分のところの限度額を6万にするとか現行と同じような53万にもっていくということは考えていないんですか。

事務局

それはできないのです。医療分は47万円があくまでも限度、後期高齢者支援金は12万円が上限で限度額です。こっちを下げたからこっちを上げるという発想にはならないと思います。

平山委員

医療分の47万はいいとして、後期高齢者支援金の方の12万の限度を6万にもっていきこうという考え方はできるわけですね。

事務局

それはできます、限度額ですから。そうすると、全体に均等割あるいは平等割を上げていかなければいけないということだと思います。

平山委員

これだと、結局高収入の方から、取れるところは取ろうという考え方もわかるんですが、資産を持っていても収入がそれだけ多いかどうかというのが問題だと思うんですね。

そういうことを考えてくると、この4分割の分割方式がいいのかどうかということを考えてしまうと、平等ではないんじゃないかという面も出てくるんじゃないでしょうかと思うんですが。

清水会長

いつもその辺がネックになっていますね。

平山委員

資産をいっぱい持っていて、所得がある方とない方は多分いると思いますが、そういうところで資産割で15%国保へ算入させられてしまうことによって、資産はいっぱいお持ちだけど、収入はないという方も中にはいらっしゃると思うので、そういうところはもうちょっと考え直すべきじゃないかなと思うんですが。

清水会長

そういうことで今までも……

平山委員

均等割と所得割とかそういうような形で資産は削っていくような形で考えていかないと、固定資産税も取られながらこっちも余計に払わないといけないということになってしまうと思うんですが。

清水会長

そうなんですよ。

平山委員

固定資産税をその分引いてくれるんでしたらいいですが。

玉置委員

本当は、限度額が53万から59万に上がったときに、それを目いっぱい上げていいの

かという議論をやるべきで、6万じゃなくて3万円を上げるという選択肢があるんじゃないかという議論がされていないで、例として目いっぱい枠で試算してしまっているということなんじゃないですか。そうすれば、確かにこの按分でいってほかは全部変えなくて済むというだけのことで。

清水会長

先ほど申し上げたように、方式からやっていくのかあるいは現在の方式を今までどおりいじらないで、それをもとに医療分と後期高齢者支援金分と介護の3本立てにするのかというところになるんですよ。

ただ、方式をここで検討した方がいいんじゃないですかというのは前回も出ていたんですが、20年度に新しい医療制度が発足するということも考えると、逆に混乱の可能性もあるんじゃないかというようなこともあったんですね。

その辺、いかがいたしますか。運営協議会の皆さんの御意見でまとまってここで審議すればいいんですから。

本橋委員

私は被保険者だから、むしろ払うことの方が多くて、実際にはほとんど医者には行かなかったことがないし、そういったことがあって、最高限度額というのを今まで見ていますと、大体年間で1万ずつ平均的に上がっているような気がしたんですよ。今回のを見ると、新しいアイテムが1個できたからといって6万一気に上がるとなると、6年先まで最高限度額を抑えてもらえるんだったら、払う方も今までどおり年間1万ずつ上がっていく雰囲気である程度はわかるんですけど、今回は、医療分と後期高齢者支援金とは書いてありますが、いずれにしても根本的には医療にかかわる費用ですよ、介護の費用とは違いますから、単に2つに分けただけであると思うんです、内容的には、2つに分けたものについて、所得割と資産割は按分したわけですね。だったら、最高限度額も、53万を按分すればいいなという気もするんですよ。だから、最高限度額が医療分は47万であれば、それに後期高齢者の限度額を6万にすれば53万、こういう按分の方法もひとつには考えられるとは思いますが、何せ医療のことですからその辺が非常に難しいとは思いますが、やっぱり被保険者からすると、先ほど平山委員がおっしゃったように、収入ですと900万とかで最高限度額になってしまうんですが、固定資産税15%という、300万ぐらいの固定資産税で最高限度額になってしまうんですね。300万ぐらいの

固定資産税を払っている人はいっぱいいると思うんですよ。例えば 300 万の固定資産税というのは、駐車場とかをやっていたとしても、その固定資産税を払うために駐車場にしてあるのであって、その固定資産税を払った挙句、これは税じゃなくて料だと言いますが、それに対する料率を掛けて払うんですから、その辺もある程度考えていただかないと、やっぱり資産割の率を上げていかれると困るなという気がするんですね。

もう一つ、医療分と後期高齢者支援金分を 2 つに分けたということは、今後も限度額を両方一編に上げることもできるわけですよ。今までだったら医療分だけ 1 個上げればいいんですが、2 つに分けたということは一気に限度額を上げることもできる。そうすると、今まで 1 年間 1 万だったものが 2 万になってしまう可能性もあるので、その辺もちょっと心配だなと思うところなんです。

今まで聞いたお話の感想です。

清水会長

料率の方式をもうちょっと検討した方がいいというような……

玉置委員

実際に上限に上げたことによって、それに対する補助金とか何かが出るんですか。

事務局

前にそのような議論がありましたね。多分、50 万円だったのですが、そのときに東京都の調整交付金が限度額いっぱいのところはもらえるというか、交付があったということがあって、そういうことがあるんだと。ただ、交付金があるかどうかというのは確定的なものではないという話があったと思います。

玉置委員

今度は？

事務局

確定的ではないと思います。

玉置委員

それによって何かメリットがあるんですか。

事務局

限度額の話をする、昨年 53 万円から 56 万円に上げるという議論をこの場でしていただいたと思います。それは、政令が出るまで待ちましょうという話だったと思います

が、政令がおくれていたという状況があり、政令が出る前にここで結論づけてしまうのはいかななものかということで、昨年 56 万円に上げるのを見送ったという経過があります。昨年、56 万円に限度額が上がってきていてここで 59 万円になったから、本来だったら去年上げておけば 3 万円だったのですが、去年据え置いた結果、急に 6 万円という形になってしまったということです。

ですから、59 万円ではなく、56 万円の表をつくったらどうなのかという出し方で幾つかお示しして議論していただくという方法も次回はあると思います。

清水会長

そうですね。

その辺を示していただくということでいいですか。次回は、引き続きこれについての検討をするということでいいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

清水会長

また、資料をなるべく皆さんが理解しやすいようにお願いしたいと思います。

(2) その他

清水会長

きょうの審議はこの辺で打ち切りまして、次回はいつがいいでしょうか。結論を出さないといけないような状況でしょうから。

事務局

事務局としては、次回でとても終わるとは考えてはいません。できれば、次回と次回までを決めていただいて、なお足りなければまたそこでもう一回議論していただきたいと考えておりまして、2 回分決めていただけるとありがたいと思います。

事務局

きょう御議論いただきました、資産割をなくした場合どのような影響が出るのか、きょうお示しいたしましたような、各所得に合わせましてどのような影響が出るのかというのをつくってみたいと思います。それと、御意見のあった限度額についても 3 万円を引き上げた場合どのような形になるのかという形で計算を行いますので、1 週間ぐらいお時間をいただいて、その間にも、先ほど申し上げたような国がどんな動きをするのか

とか見てみたいものもありますので、できれば来週金曜日ぐらいに1回お開きいただきまして、大体1月末に数値が固まってくるとありがたいので、1月30日か、2月1日開催の予定をいただければありがたいです。

清水会長

いかがいたしましょうか。

〔日程調整〕

清水会長

それでは、1月25日の金曜日と2月5日の火曜日ということです。

4 閉会

清水会長

本当にありがとうございました。